

大田区福祉のまちづくり整備要綱に基づく
アクセシブル認定証及び国際シンボルマーク交付基準

平成 24 年 3 月 30 日付けま発第 11250 号

大田区福祉のまちづくり整備要綱(以下「要綱」という。)に基づくアクセシブル認定証及び国際シンボルマークの交付基準を下記のとおり定める。

記

1 対象施設

要綱第 3 条に掲げる対象施設とする。ただし、対象施設のうち、その用途に供する床面積が 2,000 m²以上の共同住宅は除く。

2 請求手続き

要綱第 9 条に定める「完了届」の提出と同時に行うものとする。

3 交付基準

第 1 及び第 2 のとおりとする。

4 国際シンボルマークの交付

国際シンボルマークは、対象施設でアクセシブル認定証交付基準を満たす施設のうち、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が定めた整備基準に適合するものに対して、その者の請求により交付するものとする。

第 1 公共的な建築物

1 移動等円滑化経路等

移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 敷地内の通路

〔1〕不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものとする。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア こう配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、こう配が 20 分の 1 を超える

傾斜がある部分には、手すりを設けること。(※ 1)

イ その前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

〔2〕移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、〔1〕に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、140 cm 以上とすること。ただし、敷地等の状況により構造上やむをえない場合は、130 cm 以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、段に代わるものにあつては 140 cm 以上とすること。ただし、敷地等の状況により構造上やむをえない場合は、130 cm 以上とすることができる。段に併設するものにあつては 90 cm 以上とすること。

イ こう配は、20 分の 1 を超えないこと。

ウ 手すりを設けること。

エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

オ 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(4) 敷地内の通路と道路との平坦性を確保するため、通行動線上にある道路端部には車いす使用者等の通行の支障となる段差（5 mm を超える段差（ただし、L 型側溝がある場合には 2 cm を超える段差。））を設けないこと。ただし、浸水対策上等の理由でやむをえず段差を設ける場合は、この限りでない。

3 出入口

移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、85 cm 以上とすること（次に掲げるもの並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。

(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100 cm 以上とすること。ただし、敷地等の状況により構造上やむをえない場合は、85 cm 以上とすることができる。

(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

4 廊下等

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

ア こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

イ 高さが 16 cm を超えず、かつ、こう配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

[2] 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、140 cm 以上とすること。ただし、敷地等の状況により構造上やむをえない場合は、130 cm 以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(3) 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。

5 便所

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

[2] [1] の便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとする。

(1) 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を 1 以上設けること。

ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用す

ることができる構造の水洗器具（オストメイト対応設備）を設けた便房を 1 以上設けること。

[3] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けること。

6 エレベーター及びその乗降ロビー

移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

[1] かごは、利用居室、車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

[2] かご及び昇降路の出入口の幅は、80 cm 以上とすること。

[3] かごの奥行きは、135 cm 以上とすること。

[4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 cm 以上とすること。

[5] かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

[6] かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

[7] 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

[8] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、[1] から [7] までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする。

ア 文字等の浮き彫り

イ 音による案内

ウ 点字及びア又はイに類するもの

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

7 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢

者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

(1) こう配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(※1)

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

ア こう配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

イ 高さが 16 cm を超えず、かつ、こう配が 12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。

ウ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの。

[2] 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、階段に代わるものにあつては 140 cm 以上とすること。ただし、敷地等の状況により構造上やむを得ない場合は、130 cm 以上とすることができる。階段に併設するものにあつては 90 cm 以上とすること。

(2) こう配は、12 分の 1 を超えないこと。

(3) 高さが 75 cm を超えるものにあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設けること。

(4) 手すりを設けること（[1] の (1) に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

(5) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(6) 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

8 駐車場

[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車いす使用者用駐車施設を 1 以上設けること。

[2] 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、350 cm 以上とすること。

(2) 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。[3] において同じ。）までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

[3] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けること。

第2 共同住宅等の場合

1 特定経路

特定経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 敷地内の通路

[1] 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものとする。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア こう配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、こう配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。(※1)

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

[2] 特定経路を構成する敷地内の通路は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、120 cm 以上とすること (※2)

(2) 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 傾斜路は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、段に代わるものにあつては 120 cm 以上、階段に併設するものにあつては 90 cm 以上とすること。(※2)

イ こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm 以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。(※1)

ウ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

エ 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

オ 高さが 75 cm を超えるもの(こう配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設けること。

(5) 敷地内の通路と道路との平坦性を確保するため、通行動線上にある道路端部には車いす使用者等の通行の支障となる段差(5 mm を超える段差(ただし、L 型側溝がある場合には 2 cm を超える段差。))を設けないこと。ただし、浸水対策上等の理由でやむをえず段差を設ける場合は、この限りでない。

3 出入口

特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、80 cm 以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

4 廊下等

[1] 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

[2] 特定経路を構成する廊下等は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、120 cm 以上とすること。(※2)

(2) 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

5 エレベーター及びその乗降ロビー

特定経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

[1] かごは、各住戸、車いす使用者用便房又は車いす

使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

[2] かご及び昇降路の出入口の幅は、80 cm 以上とすること。

[3] かごの奥行きは、115 cm 以上とすること。

[4] 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 cm 以上とすること。

[5] かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

[6] かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

[7] 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

6 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

[1] 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものとする。

(1) こう配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。(※1)

(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

[2] 特定経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、[1] に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 幅は、階段に代わるものにあつては 120 cm 以上、階段に併設するものにあつては 90 cm 以上とすること。(※2)

(2) こう配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16 cm 以下のものにあつては、8 分の 1 を超えないこと。(※1)

(3) 高さが 75 cm を超えるものにあつては、高さが 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設けること。

(4) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

(5) 傾斜路の始点及び終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

【国際シンボルマークの交付基準】

※1 こう配は 1/12 以下とする。

※2 幅は 130 cm 以上とする。(ただし、階段に併設する傾斜路は除く。)